第3章 将来のあるべき環境の姿

## 1 伊勢原市環境基本条例の基本理念

#### 伊勢原市環境基本条例に定める基本理念

- (1) 良好な環境の保全及び創造(以下「良好な環境の保全など」という。)は、 将来の世代へ継承していかなければならない。
- (2) 良好な環境の保全などは、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な社会が構築されることを旨とし、豊かな自然環境を保全し、環境と市民の共生が実現されるように行われなければならない。
- (3) 良好な環境の保全などは、市、市民、市民団体、事業者及び旅行者その他の滞在者の日常生活又は事業活動において行われなければならない。

## 2 計画期間内の環境行政の主要課題

### 社会情勢の変化への対応(エネルギー問題)

近年、地球温暖化問題の重要性が増しており、平成27年(2015年)12月には気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる平成32年(2020年)以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組を定めたパリ協定が採択されました。日本は、平成42年度(2030年度)に平成25年度(2013年度)比26.0%削減という目標を掲げており、本市も省エネルギーの推進をはじめとする、一層の温室効果ガス削減に向けた取組が求められています。エネルギー問題についての国民の関心は高く、新エネルギーの普及促進が全国的に進んでいくものと考えられます。そうした中で、本市としても効果的な施策を打ち出していく必要があります。

#### 広域幹線道路開通に伴う新たな景観の形成

新東名高速道路や幹線道路の沿道等、今後、まちなみの変化が予測される場所での景観への配慮が課題となっています。新東名高速道路・国道246 号バイパスの広域幹線道路については、沿道の環境との調和に配慮するとともに、余地等における緑化を推進し、地域と融合した景観形成に努め、新たな土地利用との融合が図られる景観形成を進める必要があります。

#### 環境教育の充実、環境学習の振興

伊勢原市環境基本条例では「市は、市民及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深め環境に配慮した生活又は行動が促進されるよう環境教育の充実及び環境学習の振興に努めるものとする。」としています。環境問題に対する市民の理解と意欲の高揚を図るため、環境教育及び環境学習の振興を図る必要があります。

## 3 目指す将来像

伊勢原市環境基本条例に定める基本理念及び計画期間内の環境行政の主要課題を踏まえて、本 市の目指す将来像を次のとおり、設定します。

# みんなでつなぐ豊かな環境

大山山麓の豊かな自然を誇る魅力あるまちを、各主体の参画、協働により将来世代へ継承していくことを示しています。

## 4 分野別の基本目標

目指す将来像を実現するための基本的な目標を、6つの分野ごとに設定します。

【環境教育、学習】環境の保全、創造に向けた人づくりや地域づくり

【生活環境】健康で安心して暮らせるまち

【循環型社会】資源を大切にするまち

【エネルギー、地球温暖化】低炭素社会の構築

【自然環境】人と自然が共生するまち

【都市環境】うるおいのある快適なまち



伊勢原市公式イメージキャラクター **クルリン**